

令和8年度 学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金 公募要領

目次

- 1 事業の目的について…………… P. 1
- 2 「福岡の伝統工芸品」について…………… P. 1
- 3 補助対象者について…………… P. 1
- 4 補助事業について…………… P. 2
- 5 産地組合等について…………… P. 2
- 6 産地組合等との連携について…………… P. 2
- 7 補助率及び補助限度額…………… P. 3
- 8 補助対象経費について…………… P. 3
- 9 申請手続きについて…………… P. 4
- 10 申請の流れについて…………… P. 6
- 11 補助金交付決定後の手続きについて…………… P. 7
- 12 補助事業の完了、検査について…………… P. 7
- 13 補助金の請求、交付について…………… P. 9
- 14 財産の管理等について…………… P. 9

<お問い合わせ・提出先>

福岡県 商工部 観光局 観光政策課 物産振興係

電 話： 092-643-3454

メー ル： bussan-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp

受付時間： 9時00分～17時00分 ※土、日、祝日を除く。

令和8年4月
福岡県 商工部 観光局
観光政策課

1. 事業の目的について

本事業は、学生が若い感性を生かして「福岡の伝統工芸品」の新たな魅力を発信する取組を支援することで伝統工芸品産業の振興を図ることを目的としています。

2. 「福岡の伝統工芸品」について

「福岡の伝統工芸品」とは、以下のいずれかの条件を満たす工芸品とします。

- (1) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)第2条により指定された福岡県内の伝統的工芸品
- (2) 「福岡県特産工芸品等指定要綱」第2条の規定により指定された特産工芸品等

(参考)令和8年4月30日時点の対象工芸品

○経済産業大臣指定伝統的工芸品(全7品目)

博多織、博多人形、久留米緋、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯

○福岡県知事指定特産民工芸品(全38品目)

孫次凧、小倉織、八朔の馬、芦屋釜、津屋崎人形、福岡積層工芸ガラス、博多曲物、博多鋏、博多張子、博多独楽、博多おきあげ、今宿人形、木うそ、高取焼、甘木絞り、杷木五月節句幟、英彦山がらがら、棕櫚箒、久留米おきあげ、藍胎漆器、城島鬼瓦、筑後和傘、鍋島緞通、久留米綿入はんてん、八女手漉和紙、八女石灯ろう、八女竹細工、八女矢、八女和ごま、赤坂人形、きじ車、天然樟脳、掛川、大川総桐筆筥、大川彫刻、大川組子、柳川まり、八女すだれ

3. 補助対象者について

下記(1)～(2)の全てを満たし、4の補助事業を実施する学生団体が対象となります。

- (1) 福岡県に所在のある学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む)、高等専門学校又は専修学校(専門課程のみ)に在籍する学生が、団体の構成員の過半数を占めていること。
- (2) 団体を代表する者が、学生であること。

【学生団体例】

実行委員会、学校の部活動やサークル活動、有志による集まり 等

※ 単位取得を目的とした授業、実習、研究活動その他これに準ずる教育課程上の活動の場合は、対象となりません。

ただし、次の団体は補助対象外とします。

- ① 営利活動が主たる目的である団体又は宗教活動や政治活動を目的とする団体。
- ② 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体。
- ③ 構成員及び指導者等に、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者がいる団体。

4. 補助事業について

本補助金で支援を受けることができる補助事業については、3の補助対象者が**主体となり実施する**以下の事業です。

また、「産地組合等が主体となり実施する事業」、「過去に産地組合等が実施した事業の振替」は補助対象となりませんのでご注意ください。

※補助事業の実施にあたっては、**産地組合等と連携する必要があります**（詳細は5を確認ください）

※複数事業の実施も可能です

(1) 「福岡の伝統工芸品」の情報発信

【例】博多人形のPR動画作成、久留米絣のイベントチラシ・ポスターの作成・印刷 等

(2) 「福岡の伝統工芸品」やその技術を活用した新商品の開発

【例】博多織を使用した新たな服のデザインを開発、八女福島仏壇の漆塗りの技術を活用した新たなカトラリーを開発 等

(3) 「福岡の伝統工芸品」のイベント等の開催（イベント等への出展含む）

【例】久留米絣のイベント開催、民間イベントにおいて小石原焼のPRブース設置 等

5. 産地組合等について

産地組合等とは、以下のとおりです。

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条により指定された福岡県内の伝統的工芸品の産地組合

【例】博多織工業組合、久留米絣協同組合、小石原焼陶器協同組合 等

(2) 福岡県特産工芸品等指定要綱第2条の規定により指定された特産工芸品等のうち、保存会等をもつ工芸品等の保存会等

【例】小倉織協同組合、高取焼振興会、清水きじ車保存会 等

(3) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条により指定された福岡県内の伝統的工芸品及び福岡県特産工芸品等指定要綱第2条の規定により指定された特産工芸品等の生産事業者（産地組合や保存会等が設置されている場合は、その会員のみ）

産地組合・保存会等

生産事業者

産地組合等

6. 産地組合等との連携について

補助事業の実施にあたっては、産地組合等と連携をしていただく必要があります。産地組合等と連携することで、補助事業の内容を充実させることが狙いです。

また、5の(3)生産事業者と連携を行う場合は、必ず産地組合や保存会等と事業実施について協議を実施してください（産地組合や保存会等が設置されていない場合を除く）。

連携内容については以下の例を参考としてください。

(1) 「福岡の伝統工芸品」の情報発信

【例】博多人形のPR動画を作成するため、産地組合に撮影に協力いただけそうな工房を紹介いただく。紹介いただいた工房から博多人形の歴史や特徴等を教わるとともに、制作工程やインタビューを撮影し、その動画を産地組合や工房に確認・助言をいただく。等

(2) 「福岡の伝統工芸品」やその技術を活用した新商品の開発

【例】博多織を使用した新たな服のデザインを開発するため、産地組合から博多織の各織元の特徴を教わるとともに、採用する織元を共に検討する。産地組合から採用したい織元を紹介していただき、織元から生地を提供を受け新たな服のデザインを開発する。また、新たなデザインについて織元に助言をいただく。等

(3) 「福岡の伝統工芸品」のイベント等の開催（イベント等への出展含む）

【例】久留米緋のイベントを開催するため、産地組合にイベントに協力いただける織元紹介の相談やイベント内容について協議を行う。産地組合からイベントに協力いただけそうな織元を紹介いただき、織元と連携しイベント開催に向けて準備を進める。等

7. 補助率及び補助限度額について

補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

補助対象事業	補助率	補助限度額
①「福岡の伝統工芸品」の情報発信	補助対象経費の 1/2以内	①②③を合計して 500千円
②「福岡の伝統工芸品」やその技術を活用した新商品の開発		
③「福岡の伝統工芸品」のイベント等の開催（イベント等への出展含む）		

8. 補助対象経費について

補助事業を実施するために必要となる経費のうち、知事が必要と認める以下の経費が対象となります。

（対象経費）

経費区分	内容
需要費	消耗品購入費、印刷製本費
使用料・賃借料	「福岡の伝統工芸品」又は「福岡の伝統工芸品」の技術・技法を活用した調度品等の借用費、備品借用費、会場等利用費、車両等借上費
役務費	通信運搬費、保険料
報償費	講師謝金、専門家謝金
旅費	講師旅費、専門家旅費、スタッフ旅費
委託費	外部への委託費

備品購入費	「福岡の伝統工芸品」又は「福岡の伝統工芸品」の技術・技法を活用した調度品等の購入費、備品購入費
原材料等購入費	新商品開発等に要する原材料等購入費
その他経費	知事が必要と認める経費

※補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、補助対象期間中に発注し、納品、支払いを終えたものに限ります。

※消費税及び地方消費税額（以下、「消費税等」という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定すること。ただし、以下に掲げる団体にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ア 消費税法における納税義務者とならない団体。
- イ 免税事業者である団体。
- ウ 簡易課税事業者である団体。
- エ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する団体。

※補助対象経費は、国および地方公共団体等が実施する他の補助制度等により交付される補助金の額を除外して算定してください。

<補助対象外となる経費>

以下の経費は補助対象外となります。

- ◇ 補助事業に係る経費のうち、交付決定前の事業実施に係る経費
- ◇ 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、各種サービスの月額利用料、光熱水費、振込手数料等）
- ◇ 飲食費
- ◇ 補助金申請書に記載のものと異なる事業実施に係る経費
- ◇ その他、事業目的に照らして直接関係しない経費など、知事が適切でない判断する経費

9. 申請手続きについて

- ・ 補助金を受けるためには、「事業計画」（様式第1号の別紙1-1）を作成し、交付申請時に補助金の交付申請書と併せて福岡県に提出していただく必要があります。
- ・ 提出いただいた事業計画、その他関係書類をもとに、福岡県において審査のうえ、予算の範囲内において、補助対象者及び補助金額を決定します。（必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。）
- ・ 審査は、県が別途設置する審査会において行います。審査では、申請者が審査委員に対しプレゼンテーションを実施していただく場合があります。その際は、別途ご案内いたします。
- ・ 審査結果については、申請者に対し、文書にて通知します。
なお、審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、予めご了承ください。

(1) 申請期間

令和8年4月30日（木）～令和8年5月29日（金）

(2) 申請方法

- ・ 申請書類の提出はメールのみとします。
- ・ 県が申請書類一式をメールで受信したことをもって、申請受付完了とします。

- ・ 申請書類の作成等に係る費用は申請者の自己負担となります。
- ・ 書類が整ってから審査を行います。申請期間中に書類が揃わない場合は、対象外となる場合がございます。
- ・ 17時以降に受信したものについては、翌日以降の受付とします。

(4) 問い合わせ先・申請書提出窓口

福岡県 商工部 観光局 観光政策課 物産振興係

電 話： 092-643-3454

メー ル： bussan-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp

受付時間： 9時00分～17時00分

※土、日、祝日を除く

(5) 提出資料

以下の書類について提出してください。

ア チェックリスト

イ 様式第1号 学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金交付申請書
 ・ 本人確認のため、団体の代表者の顔写真付き証明証（運転免許証、マイナンバーカード等）の写しを提出ください。

ウ 様式第1号の別紙1-1 事業計画書
 ・ 「産地組合等との連携内容」に関する記載欄については、事業実施にあたって産地組合等と連携する内容を記載ください。
 ・ 実績報告時に、産地組合又は保存会（産地組合や保存会等が設置されていない場合は生産事業者）から、「産地組合等との連携確認書」において連携内容を確認（押印又は署名）いただく必要があります。

エ 様式第1号の別紙1-2 収支予算書

オ 様式第1号の別紙2 誓約書

カ 様式第1号の別紙3 役員名簿
 ・ 団体の構成員のうち、役職のある方の氏名等を記入してください。
 【例】実行委員長・副委員長、事務局長、会計、監事 等

キ 様式第1号の別紙4 学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金に係る確認書

ク 様式第1号の別紙5 課税（免税）事業者届出書

ケ 見積書（写し）

- ・ 補助対象経費の積算が確認できる書類を提出してください。
- ・ **見積書は団体宛て**としてください。
- ・ 見積書の内訳については、「工事一式」等の見積書では補助対象経費が確認できませんので、補助対象経費が特定できるよう内訳書を添付してください。また、「雑費」、「その他」、「諸経費」、「〇〇費等」などの経費の内容が具体的でない費目は補助対象外になります。

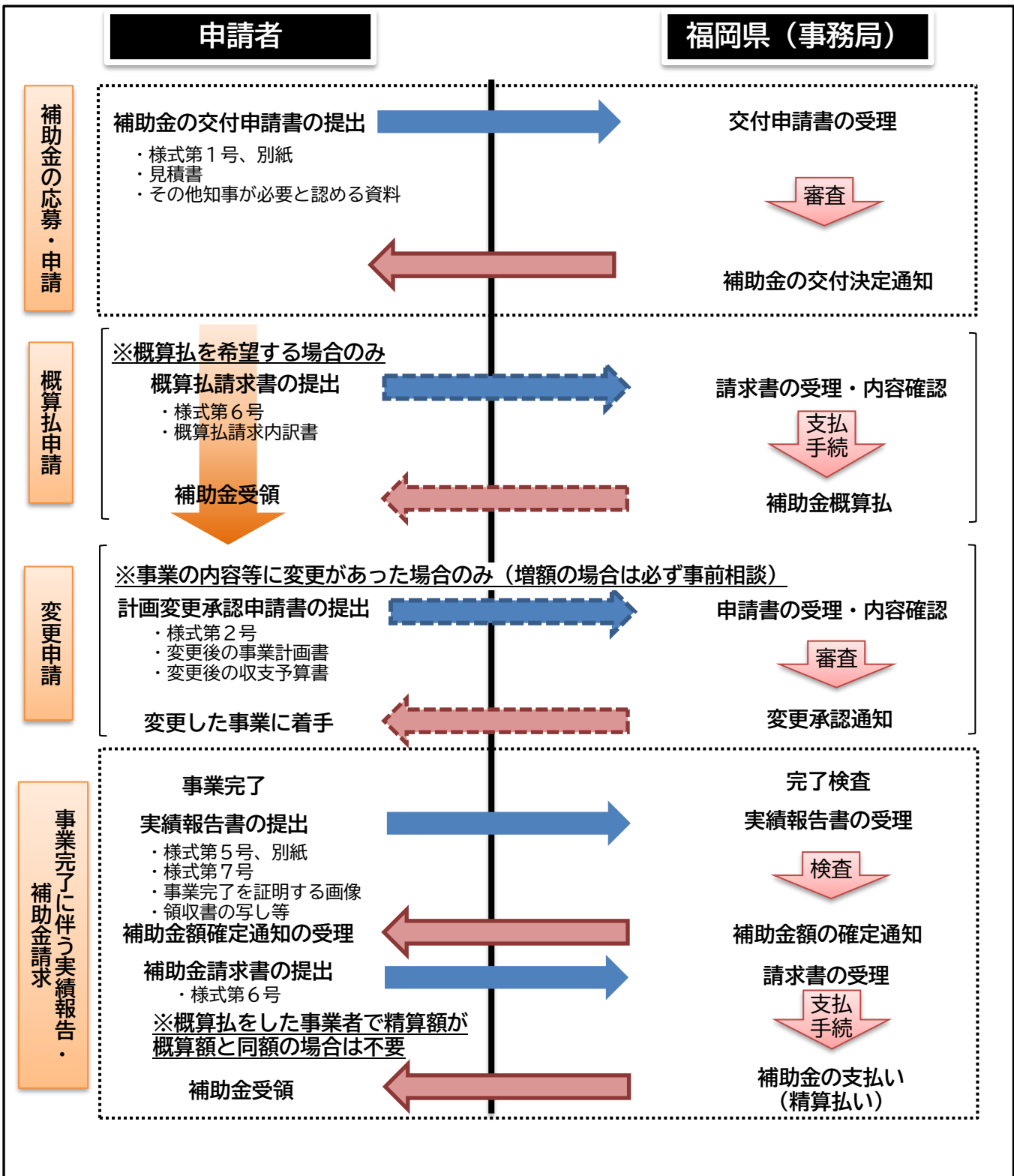
コ 債権者登録申出書

- ・ 振込先として指定する口座について、過去に県に対して登録の申し出を行っている場合は提出不要です。
- ・ 振込先は、原則、団体が所有する口座のみとします。ただし、補助金の受領について別の者に委任する場合は、その者（受任者）の口座を振込先として指定することができます。

※上記のほか、事業内容等の確認に必要な書類の提出を求める場合がございます。

10. 申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。



11. 補助金交付決定後の手続きについて

<交付申請の取下げについて>

- ・ 交付決定後、交付申請の取下げを希望する場合は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、任意様式にて申し出てください。

<計画変更承認申請について> (P.6「10. 申請の流れについて」)

- ・ 交付決定後に、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金計画変更承認申請書」(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受ける必要があります。計画変更承認申請の提出がない場合、補助金を受け取れないことがありますので、ご注意ください。
- ・ 次に定める軽微な変更については、計画変更承認申請書の提出の必要はありません。
 - (1) 補助の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲で数量やその仕様、その他補助事業の細部を変更する場合
 - (2) 補助事業に要する経費総額の20パーセント以内の減額

※ 補助事業に要する経費総額が増額する場合は、必ず事前にご相談ください。

<事業の中止(廃止)承認申請について>

- ・ 交付決定後に、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、あらかじめ「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金に係る事業の中止(廃止)承認申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受ける必要があります。

<事業の実施状況の確認について>

- ・ 交付決定から事業完了までの間に、事業の進捗状況や今後の見通しを確認するため「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金に係る事業の実施状況報告書」(様式第4号)の提出や現地調査、書類確認等を求める場合がございます。

12. 補助事業の完了、検査について

- ・ 交付決定を受けた補助事業は、事業実施にかかる支払いも含め、令和9年3月31日までに完了が必要です。令和9年3月31日までに完了しない場合、補助金は交付できません。
- ・ 補助事業者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定に係る補助期間が終了したときは、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月以内または補助期間終了後10日以内のいずれか早い日までに「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金実績報告書」(様式第5号)を知事に提出してください。
- ・ 提出にあたっては、補助事業の内容や経費の実績を記載の上、その実績等が確認できる書類(経理関係書類等)を添付書類として提出してください。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産については、P.9「14. 財産の管理等について」のとおり、適切に管理してください。

(1) 提出書類

以下の書類について提出ください。

- ア 様式第5号 学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金実績報告書
- イ 様式第5号の別紙1-1 事業結果報告書
- ウ 様式第5号の別紙1-2 収支決算書
- エ 様式第5号の別紙1-3 産地組合等との連携確認書
 - ・ 事業実施にあたり、産地組合等と連携した内容を記載いただき、産地組合や保存会等（産地組合や保存会等が設置されていない場合は生産事業者）から連携内容に相違ない旨の確認（押印又は署名）いただく必要があります。
 - ・ 本書類のみ、郵送で提出ください。
- オ 様式第7号 取得財産等管理台帳
 - ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産のうち、**取得価格又は評価額が5万円以上の取得財産**について、取得財産等管理台帳を提出してください。
- カ 事業完了を証明する画像等
 - ・ 事業を実施している様子や、事業の成果品の写真（画像データ）
 - ・ チラシやポスター等のデータ
- キ 経理関係書類の写し
 - ・ 補助対象経費の積算が確認できる書類（納品書、請求書、領収書等）を提出してください。
 - ・ **納品書、請求書、領収書等は団体宛て**としてください。
 - ・ 経理関係書類の内訳については、「工事一式」等の記載では補助対象経費の確認できませんので、補助対象経費が特定できるよう、内訳書を添付してください。また、「雑費」、「その他」、「諸経費」、「〇〇費等」などの経費の内容が具体的でない費目は補助対象外とします。

<事業の完了検査について> （P.6「10. 申請の流れについて」）

- ・ **補助事業の完了後、完了検査のため、現地調査に伺う場合があります。**その際は、写真撮影等を行うなど、補助事業の実施状況を確認しますので、ご協力をお願いします。

<成果の情報発信等について>

- ・ **補助事業の完了後、その成果等について県から情報発信等を実施する場合があります。**その際は、画像等の電子データを使用します。そのため、画像等は電子データで提供をお願いします。

13. 補助金の請求、交付について

- ・ 補助事業者からの実績報告書の提出を受け、福岡県において提出書類の審査を行った後、適正な事業執行が確認できた場合、補助金額の確定通知を送付します。
 - ・ 福岡県からの補助金額の確定通知を受領した補助事業者については、「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金精算払請求書」(様式第6号)により、福岡県へ補助金の請求を行ってください。その請求に基づき、福岡県から補助金を交付します。
- ※ 補助金の受領を委任する旨の委任状がある場合は、受任者を振込先とすることができます

<概算払いを希望する場合>

- ・ 補助事業の実施に当たり、必要があると認められる場合には、概算払いによる補助金の交付を受けることができます。
- ・ 概算払いによる補助金の交付を希望する場合には、補助金の交付決定通知を受領後、「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金概算払請求書」(様式第6号)及び「概算払請求内訳書」(様式任意)を提出してください。
- ・ 概算払いにより補助金の交付を受けた場合も、事業完了後、精算手続きを実施します。(当初の事業計画、支出経費と異なる場合には補助金の返還となる場合があります。)

14. 財産の管理等について

- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)が耐用年数として定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。
- ・ 取得価格又は評価額が5万円以上の取得財産については、「取得財産等管理台帳」(様式第7号)を作成し、善良な管理者の注意をもって管理を行ってください。
- ・ 補助事業者は、取得財産を、その耐用年数が経過する以前に処分しようとするときは、あらかじめ「学生団体による「福岡の伝統工芸品」応援補助金に係る財産処分承認申請書」(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受ける必要があります。
- ・ 補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又は見込まれる場合は、その収入の全部または一部を県に納付させる場合があります。
- ・ 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、補助金の用途を明らかにしておいてください。また、当該資料は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存いただく必要があります。ただし、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産の財産処分制限期間が5年よりも長い場合は、その財産処分制限期間保存してください。